

裏面白紙

第 号

商工省該藥檢査所令

内閣は、商工省官制（昭和二十年勅令第四百八十六号）第九條の四の規定に基き、ここに商工試験藥検査所令を制定する。

(設置)

一條 商工省に、試薬検査所を置く。

(所在地及び所掌事務)

二條 試験検査所は、東京都にこれを置く。

試染検査所は、試染の検査に關する事務をつかさどる。

(支所及び出張所等)

第三條 國工大臣は、左條に於ける事務を分掌せむため、必要と認むる場合には所又は出張所を設けんとす。その名稱及び位置は、國工大臣が之を定むる。

支所及び出張所の内務組織については、所長がこれを定めぬ。

(職員)

第四條 試藝、養老所の所長、支所の支所長、出張所の出張所長を置く。

2 所長は、二級の商工技官をもつて、支所長及び出張所長は、二級又は三級の商工事務官又は商工技官をもつて、これに充てゐる。
 第五條 試験検査所に置かれる専任の商工技官及び商工事務官の定員は、左の通りとする。

職員の種類		級別	二級	三級	計
商工技官	一二人			一六人	二八人
商工事務官	一三			二〇四	三三五

附則 この政令は、公布の日から、これを施行する。

理由

商工省に試験検査所を設置して、試験の検査を行う必要があるからである。

工業部常設検査所を設けること

裏面白紙